

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

江津市長 中村 中

市町村名 (市町村コード)	江津市 (322075)	
地域名 (地域内農業集落名)	市山・長谷 (本谷、小市山、上市、市東、上江尾、下江尾、上後山、下後山、長谷西、長谷東、八戸西、八戸東、勝地、山中東、山中郷、山中西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月25日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者4者(3法人)を含む3法人10個人が地域の農業を担う者として在している。 ・上記担い手による集積率は約24%。 ・典型的な中山間地農業であり、江尾集落など一部を除いて小区画の条件不利な農地が多い。 ・水稻栽培がメイン。一部の有機JAS認証圃場で麦や施設野菜が栽培されている。小区画の畑も多く、産直向け野菜、給食向け野菜などで利用されているほか、小～中規模で繁殖牛農家もある。 ・市山地区では拡大意向を持つ農業法人や若手の担い手が存在する一方、長谷地区は有力な担い手が不在。 ・市山地区は水害リスクが高いが、治水工事の進捗により将来的なリスク軽減が望める。 ・圃場整備は概ね完了。【S53～55(小市山)、S56～56(糸谷)、S57(本町、後山、勝地)、S58～59(山中東)、S63～H3(江尾)、H2～3(八戸)、H19～25(長谷東、山中郷、田中)】
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・市山地区は、担い手への農地集積を推進しつつ、有機農産物や産直野菜などの高収益作物への転換を図るエリア。 ・長谷地区は、既存の担い手の営農継続と地域全体の協力による農地維持を図るエリア。 ・大規模な基盤整備を計画している区域における担い手への農地集約、集積の推進。 ・維持が困難な農地の管理省力化。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	139 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業を担う者が現に耕作している農地と、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地に加え、協議の場参加者等が将来にわたって守ることを望む農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、それ以外の農地を保全・管理等が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本谷集落は一部担い手が耕作中の農地があるが、拡大意思はなく高齢のためレッドゾーンとし、利活用方法を検討する。 ・小市山集落は担い手が集積している区域をブルーゾーンとし、農業法人が一部で耕作している区域は現状では拡大が困難なためグレーゾーンとする。 ・上市集落は、農業法人が施設園芸による拡大意向を持つ区域をブルーゾーンとし、その他の区域は一部担い手が耕作しているものの、高齢化により拡大は困難なためレッドゾーンとする。 ・市東集落では若手の担い手が畑作の拡大意向であり、ブルーゾーンとし集積を推進する。 ・上江尾集落、下江尾集落では大規模な基盤整備を計画しており、担い手による集積・集約化が見込めるためブルーゾーンとする。 ・上後山集落は認定農業者が繁殖和牛を営んでおり、牧草栽培などで集積している区域をブルーゾーンとする。 ・長谷西集落は一部の担い手が耕作中の区域をブルーゾーンとし、その他担い手不在の区域をレッドゾーンとする。 ・長谷東集落は担い手が不在であり、レッドゾーンとする。 ・八戸西集落は、長谷西集落のブルーゾーンと一帯の区域をブルーゾーンとし、その他の担い手が耕作中の区域は一定程度集積されているものの、今後拡大の意向は少ないことからグレーゾーンとする。 ・八戸東集落は、担い手が耕作中の区域で一定程度集積されているものの、今後拡大の可能性は低いことからグレーゾーンとする。 ・勝地集落は、担い手が耕作中の区域で一部集積されているものの集積率が低く、今後拡大の可能性は低いことからレッドゾーンとする。 ・山中東集落は担い手が耕作中の区域をブルーゾーンとする。 ・上記に記載のない集落の農地については、段階的に保全・管理に移行する区域とする。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>担い手の経営意向を斟酌しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手への集積を進めるため、江尾地区で大規模な基盤整備事業（大区画化、農道拡幅等）を計画している。 ・長谷地区では主に湧水が営農の阻害要因となっているため、該当箇所の改善策を検討する。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>産直・給食向け野菜や繁殖和牛など、農業の組み合わせや兼業農家のモデル化を図り、多様な経営体の確保・育成を推進する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>当エリアには農業支援サービス事業者が不在。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、サルによる農業被害が大きいため、地域と行政が連携し対策を講じていく。 ・水稲、麦などの露地品目に加え、トウガラシ、小ネギなどを施設で栽培し、有機農業の拡大を図る。 ・畜産農家への飼料供給や有機農業実践者への堆肥供給など、効果的な構築連携体制の構築を図る。
--